

ID: 40

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第25条の30第1項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<b>【基準】</b>	<p>法第25条の30第1項において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年7月1日